

東大寺領越中国新川郡大藪莊・丈部莊をめぐって

金 田 章 裕

一 目 的

小稿の目的は、東大寺領越中国新川郡大藪莊と丈部莊について基本的な検討を加えることである。

越前国・越中国の東大寺領の分析は日本古代史・日本歴史地理学の研究史上において大きな役割を果たしてきた。越前国・越中国の東大寺領は、八世紀の莊園図を数多く伝えていることでもよく知られている。しかしこの大藪莊と丈部莊の二莊については、研究上まず必要な、莊園図の現地比定そのものが確定していない。この二莊を除けば、所在地がいまだに不明であるといった例はない。この状況は、丈部莊の莊園図の表現そのものに問題を含んでいることにもよるが、それに加えて新川郡の条里プランの復原ができていないことにも問題がある。もちろんこれまで研究は行われてきたが、個別の対象に関心が集中してきたことにも、現地

比定が確立しなかった理由の一端があったと思われる。

小稿では、越前国・越中国の古代莊園図全体を改めて見渡したうえで検討を進めたい。具体的には、これらの図の表現法や精度および署名の在り方を概観し、莊園図群としての共通性を確認する。特にその際、位置比定の手掛かりとなる地形表現の特徴を指摘する。その上で、当該の二莊の現地比定を新たに行い、その結果を受けて、これら二莊が置かれた場所の地形環境や周辺地域の中での位置づけを中心として、当時の地域の構造にも若干の検討を及ぼしたい。

なお、東大寺は多数の莊園図を伝えており、正倉院宝物として多くが伝存しているが、ほかに奈良国立博物館などにも所蔵されている。東大寺史料編纂所編『日本莊園絵図聚影』^①という優れた史料集が刊行されているので、特に必要のない限り逐一注記しないが、その掲載写真によって検討を進めることをお断りしてお

きたい。

- ① 東大史料編纂所編「日本荘園絵図聚影一上 東日本一」東京大学出版会、一九九五年。東大史料編纂所編「日本荘園絵図聚影一下 東日本二」東京大学出版会、一九九六年。東大史料編纂所編「日本荘園絵図聚影 釈文編一 古代」東京大学出版会、二〇〇七年。

二 東大寺領北陸諸国荘園図の性格と表現

東大寺が四、〇〇〇町もの墾田所有枠を確保したのは、天平勝宝元年（七四九）、大仏開眼供養が行われたのは天平勝宝四年（七五二）であった。^①

荘園図の多くがこの時期に関わり、八世紀中ごろから後半にかけての日付のものである。北陸の越前国、越中国と、そこへの実質的ルート上の近江国に関わる荘園図を、まず年次別に列挙してみると次のようになる。

① 天平勝宝三年（七五二）一〇月某日付

「近江国水沼村墾田地図」と「近江国瀧流村墾田地図」が天平勝宝三年（七五二）の年紀を持ち、東大寺領荘園図の中では初期の地図である。日付は佐藤泰弘に従った。^② 両図は近江国司解と一連のもので、両図ともに一枚の麻布に描かれている。この二つの

荘園図には、いずれも東西に長い長方形であるものの、条里プランに合致する方が描かれており、各方格には、「〇条〇里〇＋小字地名的名称＋面積」の形となる条里呼称の記入がある。水沼村は、犬上郡の犬上川扇状地における段丘化した扇側部に、瀧流村は犬上郡と愛知郡にわたった琵琶湖岸の砂碛と荒神山に囲まれた低湿地（現在半分は曾根沼、半分は干拓地）に立地していた。^④

② 天平宝字三年（七五九）十一月一四日付

越中国については、この日付のものが七点存在する。

射水郡榎田開田地図、

同郡須加開田地図

同郡鳴戸開田地図、

新川郡大藪開田地図、

同郡文部開田地図、

礪波郡伊加流伎開田地図、

同郡石粟村官施入田地図

これらはすべて同日付であり、署名は次のような状況である。

竿使 小橋公「石正」

造寺判官 上毛野公「真人」

知壘田地道僧「承天」

佐官法師「平榮」

都維那僧「仙主」

国司

守 王朝集使

介 栗田朝臣「男玉」

員外介 日下部宿祢在京

掾 三島県主「宗麻呂」

目 小野朝臣大帳使

「」が署名であり、国司は朝集使・大帳使・在京の場合以外が署名していることになる。

最後の石粟村は、「奈良麻呂地」と記された没官地が東大寺に施入されたものであり、莊園図も他の六点と系譜が異なる。署名は次の如くである。

僧「朗賢」

都維那僧「仙主」

（佐官法師）「平榮」

（国司）

守 王朝集使

（介） 栗田朝臣「男玉」

員外介 日下部宿祢在京

掾 三島県主「宗麻呂」

目 小野朝臣大帳使

（一）内は推定であるが、僧朗賢以外は先の六点とすべて同一人物である。

天平宝字三年にはさらに、前掲の越中国の例のほかに、二三月三日付の「越前国足羽郡藪置村開田地図」があり、次のような署名状況であった。

竿使 小橋公「石正」

造寺判官 上毛野公「真人」

知壘田地道僧「承天」

都維那僧「仙主」

佐官法師「平榮」

国司

守 藤原惠美朝臣朝集使

介 阿部朝臣「広人」

員外介 長野連在京

掾 平群朝臣「虫麻呂」

大目 阿部朝臣入部内

少目 上毛野公暇

国が異なるのであるから国司が異なるのは当然であるが、東大寺側の人物は越中国の石粟村とまったく同一である。

この菟置村開田地図は、郡を四象限に分割したような条里プランからなる越前国の条里プランにおいて、「足羽郡西南」部の第三象限に相当する部分を表現している。同荘は、そのさらに南東隅における三方を山に囲まれた小さな谷に比定されている。「動谷里」（現在の帆谷付近）と「大谷里」（現在の二上付近）と名付けられた、小さな二つの谷からなる。^⑤

越前国の場合と同様に越中国の東大寺荘園の多くも、僧平栄の天平感宝元年（七四九年）の来訪にかかわる設定であった。この際、越中守であった大伴家持に饗応されたことが『万葉集』巻一八に記載されている。「天平感宝元年五月五日、東大寺の占墾地使の僧平栄等を饗す。時に上大伴家持の、酒を僧に送る歌一首」という詞書が知られている。^⑥

天平勝宝元年に荘園設定にやってきた平栄等は、天平宝字三年に再度訪れたとみられ、越中国における一行の筆使ないし僧の署名のすべてが十一月十四日付であったことになる。越前国の菟置村の場合の一二月三日より、二〇日間ほど早い日付である。同時に名前を連ねている国司達が、「朝集使」あるいは「在京」などと職務などで国府に不在の場合には署名をしていない。このことからすれば、僧及び国司達は国府で署名したものである可能性が高い。とすれば東大寺僧一行は越中国府で署名の後、ほどなく越前国府でも同様に署名をしたことになる。

石粟村官施入田地図だけは、奈良麻呂の没官地を天平宝字元年（七五七）に勅施入したものであつて系譜が異なり、その位置に僧「朗賢」等の自署がある。ただし署名の日付は、越中国のほかの荘園図と全く同一であり、国司として名があげられているのも、在任国司で署名しているのも、まったく同一の人物である。

この六点のうち新川郡大藪と礪波郡伊加流伎の二点の開田地図には、碁盤目の方格は描かれているが条里呼称の表現はない。これに対して、残りの四点は、例えば「廿七條黒田上里三行三野田二段」、などと、越中国の特徴的な条里呼称による標記をしている。条里呼称の表現のない二点の場合すべて「未開」であり、標記すべき対象がなかったことが条里呼称の標記のない理由であつ

たと考えてよいであろう。^⑦

射水郡と礪波郡の莊園図についてはすでに現地比定を行った。条里呼称の記入のない伊加流伎開田地図を含め天平宝字三年の莊園図がすべて、かなり正確な地形表現であったことには注目しておきたい。

③天平神護二年（七六六）一〇月二日付

同日付の莊園図が三点所在する。いずれも同年の越前国司解に関連するが、個別の莊園図として描かれているものである。

「越前国坂井郡高串村東大寺大修多羅供分田地図」は西側に「岡」列を絵画的に描き、東側には同様に「串方江」を描いている。両者の間に方格を描き、いくつかの区画に条里呼称と小字地名的名称によって、計六町の寺田と「葦原」を標記している。このうちの寺田は既述の「見開田」であり、田と葦原の所在地は、現在の福井市白方付近の三里浜砂丘とその東側の水田および畑地帯に相当する。付近一带には、かつて低湿地や湖沼が多かったことを表現している。^⑧

「越前国足羽郡道守村開田地図」の場合は、一・五×二メートルに近い大きな地図である。東側を「木山」「寒江山」「船越山」「黒前山」の山々（現在の足羽山・兔越山）、西を「味間川（現

在の日野川）」、北側を「生江川（現在の足羽川）」に限られた範囲であり、南東から二本の溝（一本は寒江に流入（「長一千七百」余丈、一本は「寺溝」が入り、分流しつつ北西方向に向かっている。黒前山の南に「柏沼」があり、中央西側には「上味岡」「下味岡」がある。条里プランの細部について若干の問題はあるが、表現されているのは、足羽川と日野川の合流点付近一帯である。^⑨

「越前国足羽郡糞置村開田地図」は、前掲の天平宝字三年の開田地図とほぼ同じ範囲を描いているが山の表現法に違いがある。これについてはすでに述べたことがあるので繰り返さないが、いずれも現地の地形の印象をきわめて良く表現していることは確認しておきたい。

④神護景雲元年（七六七）十一月一日付

同年の莊園図は、断簡等を除けば次の七点であり、すべてが越中国のもので、一連の麻布に描かれている。

- 礪波郡井山村墾田地図
- 同郡伊加留伎村墾田地図
- 同郡杵名蛭村墾田地図
- 射水郡須加村墾田地図

同郡鳴戸村墾田地図

同郡鹿田村墾田地図

新川郡大荊村墾田地図

いずれも同一の日付であるが、礪波郡の井山村と伊加留伎村については、「礪波郡副掾主帳腹部公『諸木』」と「専当国司員外利波臣『志留志』」が署名し、同郡杵名蛭村と、射水郡の須加村および鳴戸村については「僧『明典』」と「田使傳燈満位僧『懐寵』」と利波臣志留志が署名している。礪波郡の杵名蛭村墾田地図が、射水郡の須加村・鳴戸村墾田地図と同じ署名者であるのは、杵名蛭村が礪波郡北端で射水郡と接する位置であったことがかわわっている可能性がある。なお、鳴戸村と須加村の墾田地図については、地形の認識と表現について問題があることが判明しているが、それ以外の問題は指摘されていない。^⑩

射水郡鹿田村については、「田使住位僧『機』善」と「僧『定具』」専当国司員外利波臣『志留志』」が、署名している。

新川郡大荊村については「田使『僧寶哲』」と「専当国司員外利波臣『志留志』」が署名しているが、それに加えて、改めて同日の日付と国司達の署名がある点に注目される。

(国)司

守(佐) 伯宿祢朝集使

介(国) 見真人「安曇」

員外利波臣『志留志』

掾若桜部朝臣『梗麻呂』

員外掾秦忌寸『黑人』

員外

目阿刀連在京

といった状況であり、国府在任の国司達が署名していることは天平宝字三年の莊園図などと同様であるが、利波臣志留志が同日付で再び署名していることに注目される。この署名は、同日付の七点が同一の麻布に一連として描かれていることとかわるとみられる。一連の莊園図群の最末尾における総括的署名と考えるべきであろう。

これらの同一年次の莊園図群は、それぞれの郡毎に表現法や精度についての類似性が高く、また署名者群から見られるように、それぞれが同一の手続きを経て作製されたものとみられる。特に天平宝字三年の莊園図群の地形表現の精度が高いこと、また神護景雲元年の莊園図群の地形表現には問題を含む例があったことなどが判明していることを確認しておきたい。検討対象の越中国新川郡の二荘については、この二年次の莊園図群に含まれるからで

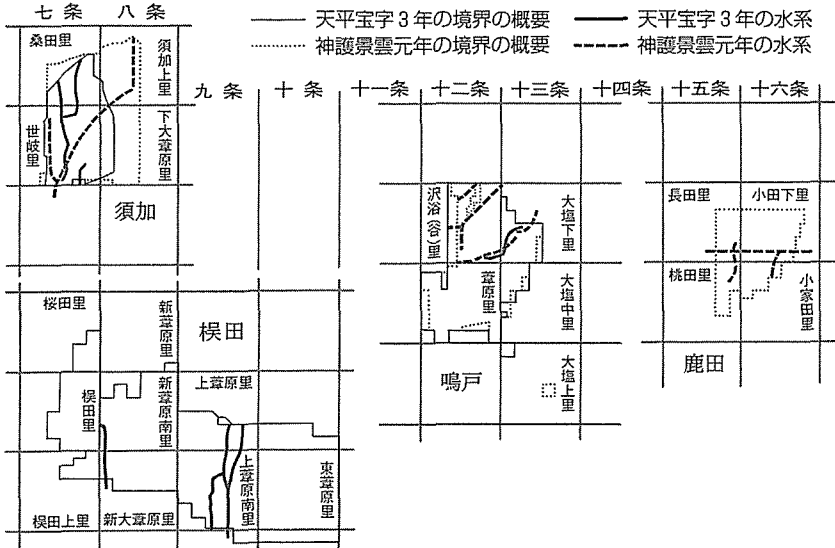


図1 越中国射水郡東大寺開田地図に描かれた水系

金田章裕『古代荘園図と景観』（東京大学出版会，1998年）104頁

ある。

ところで、これらの荘園図はいずれも、条里プランを表現している。この条里プランの完成に至った時期は、おそらくとも条里プランを表現した荘園図が描かれた年次より前の班年、すなわち班田図が作成された年と考えられることになる。とすれば、近江国では天平二〇年（七四八）、越前国・越中国では天平勝宝七歳（七五五）となる。

ほかに山城国、尾張国では天平一四年（七四二）、伊賀国では天平二〇年、摂津国では天平宝字五年（七六一）、讃岐国では天平宝字六年の班年と、推定することができる。大和国では、天平神護元年（七六七）に見られる条里呼称は特殊な様式であり、宝龜八年（七七七）に完成した形が見られる。後世に広く展開した条里プランの完成を、この間の班年とすれば、大和国では宝龜四年（七七三）となる。^⑩

いずれにしても条里プランは、荘園図の現地比定の際に極めて重要な手掛かりとなった。さらに荘園図に描かれた山や川などの地形の状況も、重要であった。八世紀からでは変動が少ない山の表現が、すでに述べたように重要であったのみならず、変化が相対的に大きいとみられる水流の表現も、水流の方向と位置の傾向を表現する点では、きわめて貴重な資料となった。

例えば射水郡の諸荘園図には図1のような何らかの水なが描かれている。その現地比定については、図2のように旧版の地形図に見られる河道などと荘園図に表現された水流のパターンが、ほとんどの場合一致した^⑧。特に、天平宝字三年図は正確であるが、神護景雲図について問題のある須加村については前書でふれた^⑨ので繰り返さない。ここでは、平野における地形の基本形は、旧河道などの痕跡を残さずに、全面的に変化してしまうものではなかったことが知られ、水流パターンが一つの重要な手掛かりとなったことを確認しておきたい。

越前・越中の多くの荘園図については、すでに紹介したように現地比定はほぼ完了している。しかし、新川郡の大藪開田地図と大荆村墾田地図及び丈部開田地図については、現地比定案はあるものの、本郷真紹が大藪荘の現地比定案について、「最も不安となる点は、荘園図に記された河川の流路の問題である」、あるいは「遺物がほとんど散布しない帯状の地区を（中略）旧河道と推定するが、これは全くの推論で」あると指摘し、さらに「じょうべのま遺跡の発掘成果も丈部荘所在を確定するだけの十分な根拠とは言い難い」と指摘しているように疑問が多い状況である。

この点についての新たな試案を得たので、小稿ではその説明を試みたい。

- ① 『続日本紀』天平勝宝元年七月一三日条、同四年四月九日条。
- ② 佐藤泰弘「近江国水沼村墾田地図」、金田章裕・石上英一・鎌田元一・栄原永遠男編『日本古代荘園図』東京大学出版会、一九九六年。
- ③ 同前。
- ④ 片平博文「近江国霸流村墾田地図」金田章裕・石上英一・鎌田元一・栄原永遠男編『日本古代荘園図』東京大学出版会、一九九六年。
- ⑤ 金田章裕「古代荘園図の景観表現」、金田「古代荘園図と景観」東京大学出版会、一九九八年。
- ⑥ 『万葉集』卷一八、(『日本古典文学大系』)。
- ⑦ 金田、前掲⑤。
- ⑧ 金田章裕「越前国坂井郡高串村東大寺大修多羅供分田地図」、金田「古代日本の景観」吉川弘文館、一九九三年。
- ⑨ 金田章裕「越前国足羽郡道守村開田地図」、金田「古代日本の景観」吉川弘文館、一九九三年。
- ⑩ 金田章裕「越前国足羽郡養置村開田地図」、金田「古代日本の景観」吉川弘文館、一九九三年。
- ⑪ 金田章裕「越中国射水郡東大寺領荘園図」、金田「古代荘園図と景観」東京大学出版会、一九九八年。
- ⑫ 金田章裕「東大寺領荘園と糸里プラン」、GBS実行委員会編『論集 仏教文化遺産の継承』東大寺、二〇一五年。
- ⑬ 金田、前掲⑤。
- ⑭ 金田、前掲⑤。
- ⑮ 本郷真紹「越中国新川郡大藪開田地図・大荆村墾田地図」、同「越中国新川郡丈部開田地図」、金田章裕・石上英一・鎌田元一・栄原永遠男編『日本古代荘園図』東京大学出版会、一九九六年。

5条 6条 7条 8条 9条 10条 11条 12条 13条 14条 15条 16条

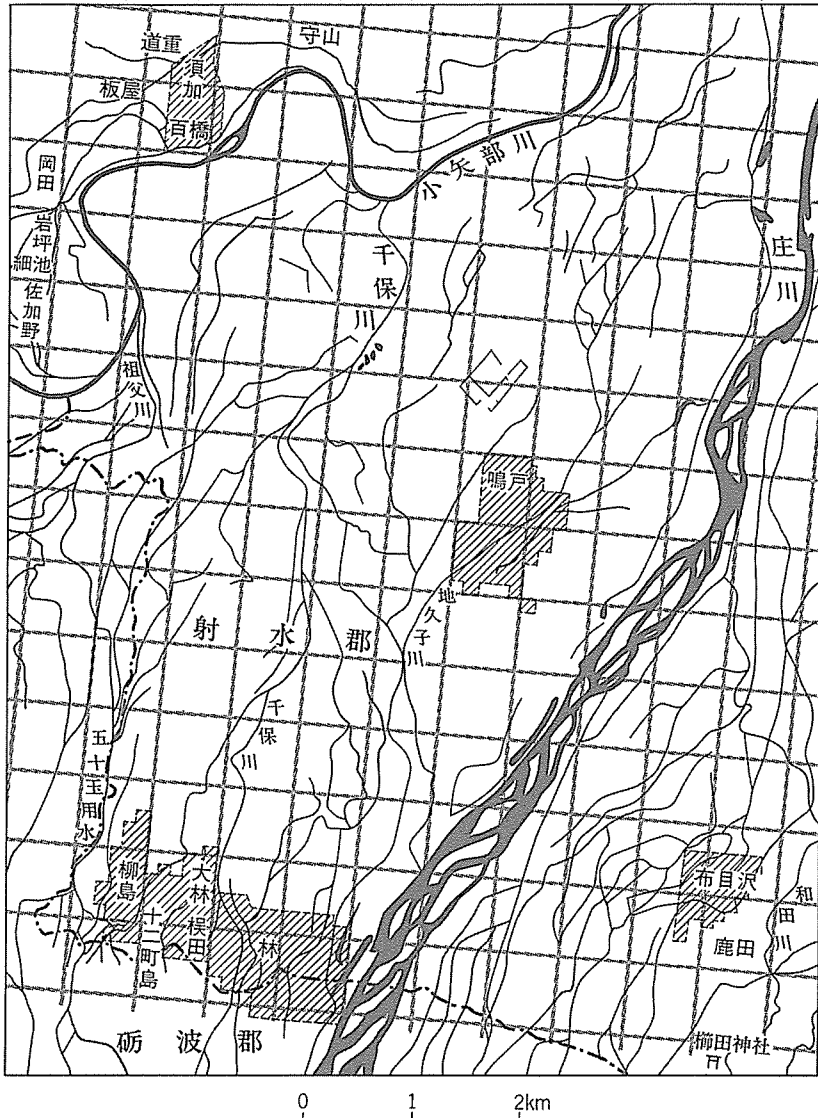


図2 越中国射水郡南部の水系と東大寺開田地図比定案

金田章裕『古代荘園圖と景観』（東京大学出版会、1998年）105頁

三 大森開田地図（大荊村墾田地図）と
丈部開田地図

天平宝字三年の大森開田地図には、糸里プランの方格は表現されているものの、糸里呼称が記入されていないことはすでに紹介した。しかし、方向が記入され、東端に「梶波川」、西端に「横江川」がほぼ二里間隔で描かれていること、横江川が中央部付近で大きく北東方へ湾曲していることが表現され、さらに北西隅の方格外に「辛女川」が北東―南西方向に湾曲して流れている様子が描かれている。この概要は図3の如くであるが、他に北東方の「辛女川北岸に「鹿墓社」、南西方の方格外に「大江辺墓」の文字が標記されている。

神護景雲元年の大荊村墾田地図ではほぼ同じ範囲が描かれ、「十条路田西里」「三宅里」、「十一条路田里」「三宅里」「大古家里」の里名と、南東隅に「一行一」坊が始まり西へ数え進む「行」列と、北へ数え進む坊からなる坪（坊）並が記入されている。さらに、十一条路田里北東隅に「庄所」、同三宅里の北東隅に円形の四分の一ほどの「古川」が描かれている。

この大森（荊）荘について、石原与作は大江辺墓に注目してそれを稚児塚と考え、莊域を立山町泉付近に比定した^①。宇野隆夫は

この比定地付近の遺物散布の状況から石原案を妥当とし、遺物散布が少ないところに旧河道を推定できるとした。しかし本郷真紹は前述のように疑問を呈している。旧河道の問題点のほか、稚児塚への大江辺墓の比定と宇野による旧河道の想定のいずれにも問題があることについても指摘をしている^③。

一方、天平宝字三年丈部開田地図の概要は図4の如くである。同図には、糸里プランの方格が描かれ、里名と坪並みからなる糸里呼称および方向が記入されている。「十三条幡手里」「十六条大田里」「十六条酒无里」の三か里の里名が東西にならんで記入されている。記入された坪（坊）並は、南東隅に「一行一」坊が始まり西へ数え進む「行」と、北へ数え進む様式であり、越中国の他郡と等しい。さらに、十三条幡手里の里外の北西方に、「味当社」「味当村古郡所」「庄所三町」と記入された不整形な囲い込みが描かれている。また、三本の水流とおぼしき線が北西―南東方に描かれ、北東側から「丈部溝」「溝」「高市溝」と記入されている。さらに、丈部溝の文字の溝北東岸側に、「此溝可受」と記されている。

これらの表現のうち、東西に隣接する里が一三、一六、一六条と記されているのは、明らかに疑問である。これまでの研究もこの点を指摘してきた。

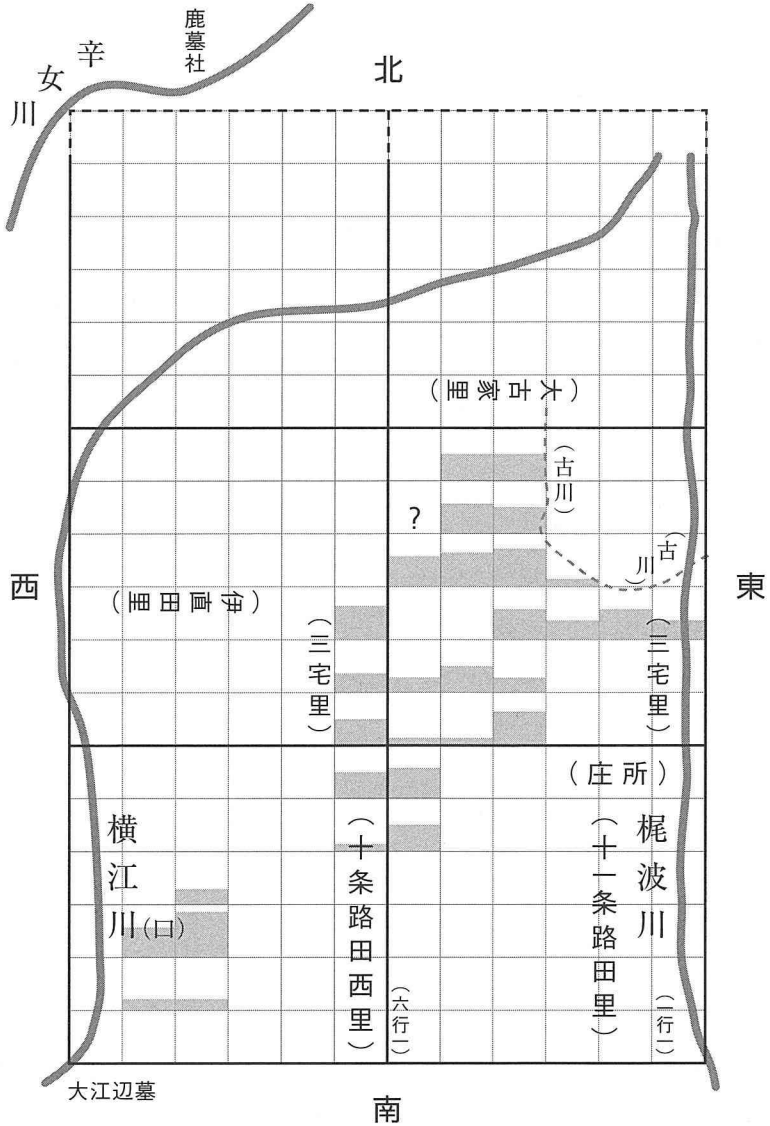


図3 越中国新川郡大藪開田地図（天平宝字3年）の概要

（ ）内は越中国新川郡大荆村墾田地図（神護景雲元年）

各坊（後に坪）の区画のアミ部分は、区画内における荘園図標記の「田」の面積比率を示す

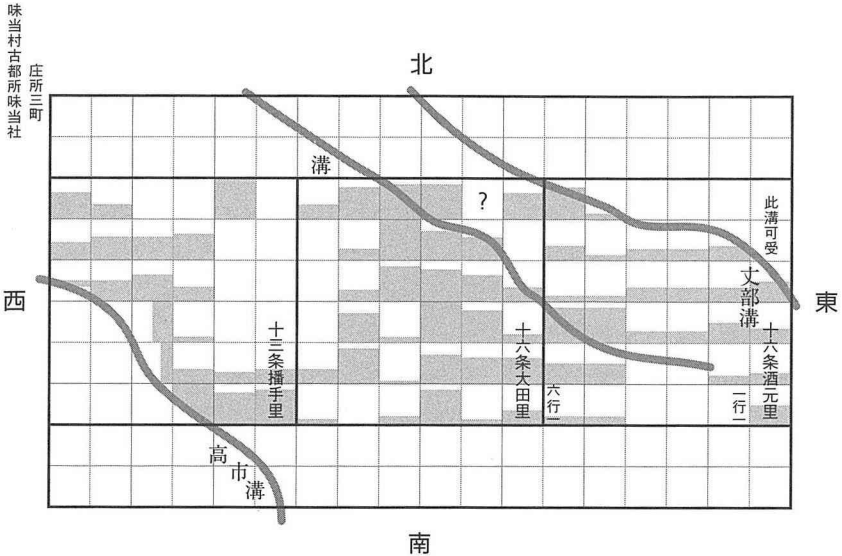


図4 越中国新川郡文部開田地図(天平宝字3年)の概要

各坊(後に坪)の区画のアミ部分は、区画内における荘園図標記の「田」の面積比率を示す

さて、この文部荘についても石原がまず比定案を示した^④。文部開田地図にある味当社を、『延喜式』所載の櫛原神社と考え、滑川市街付近に比定する案であった。この案とは別に奥田新作は、入善町で発見されて発掘調査が行われた「じょうべのま遺跡」付近に比定する案を示した^⑤。これについては、藤井一二の基本的な賛同もあったが^⑥、石原はこれに対し、若干の自説変更を行ってこれに反対した。中山有志はさらに、先に述べた条の記載の疑問にかかわる試案を提示した。中山案は、「十三条幡手里」「十六条大田里」「十六条酒元里」それぞれの里」との原因の存在を想定して、その錯簡によって不自然な里の配列となったとするものである^⑦。

一方、『日本荘園絵図聚影 釈文編一古代』は、「十三条」を十六条の誤記としている^⑧。この説によれば、東西ならぶ三か里がすべて十六条となり、越中国の他郡の条里プランと異なることになる。しかも、坪並はすでに述べたように、様式・方向ともに越中国の他郡と同様であり、記載された方位も同様である。この説に従ってすべてが一六条とし、他郡と同様の条里プランであったとすれば、坪並・方位の記載もすべてが間違っていることになってしまう。

① 石原与作「東大寺領新川郡大敷庄と文部庄」『越中史壇』七、一九

五六年。同「東大寺領新川郡大藪莊と丈部莊（其の二）」『富山県地理学研究論集』五、一九七一年。

② 宇野隆夫「東大寺領大荆莊をめぐって」『立山町埋蔵文化財分布調査報告Ⅳ』（一九八八年度）立山町教育委員会、一九八九年。

③ 本郷真昭「越中国新川郡大藪開田地図・大荆村墾田地図」、金田章裕・石上英一・鎌田元一・柴原永遠男編『日本古代荘園図』東京大学出版会、一九九六年。

④ 石原、前掲①。

⑤ 奥田新作「新川東部の諸荘園とじょうべのみ」『富山史壇』五六・五七、一、一九七三年。

⑥ 藤井二二「国指定史跡「じょうべのみ遺跡」と寺領荘園」『日本海地域史研究』八、一九八八年。

⑦ 中山有志「越中国新川郡の条里遺構と二、三の考察」『越中史壇』二〇、一九六〇年。

⑧ 東京大学史料編纂所編『日本荘園絵図聚影 釈文編一古代』東京大学出版会、二〇〇七年。

四 大藪開田地図（大荆村墾田地図）と丈部開田地図の現地比定

これまでの比定案には、「じょうべのみ遺跡」との関連を想定する案もあったが、いずれも荘園図の方格外に表現された大江辺墓ないし味当社の比定を軸とした現地比定案を中心に展開してきた。これらは荘園図の表現の一部を利用するものではあったが、八世紀の荘園図の基本的性格を十分に考慮してはいなかった。こ

の基本的性格とは、山や川・溝などの地形表現がいずれも現地の印象をよく伝えている点である。大藪（大荆村）と丈部の荘園図の場合、描かれた川や溝の表現が基本的に考慮されていない点が一つの問題であろう。既往の比定案が付近の川と合致しないことはすでに本郷の指摘にある。しかも、射水郡や礪波郡の荘園図の川や溝の表現が、現地の旧版地形図に見られる水流のパターンとよく合致することは、すでに図1と図2で説明した。

まず大藪（大荆村）から始めたい。

図3のように同村は新川郡一〇条・一一条であるから、郡の西端に想定される条の起点からすれば、九里分（約五、九キロメートル）東から、一二里分（約七、二キロメートル）の間に存在したことになる。新川郡の西側は射水郡であり、郡界はかつて常願寺川であったと伝えられてきた。新川郡は後に三分されて西側が上新川郡であったが、同郡と射水郡は明治四四年測図（昭和五年修正）では、神通川を境としていた。ただし一方で常願寺川の旧流路は鼈川であったといわれ、かつて富山平野西部の小矢部川と庄川がそうであったように、神通川と常願寺川も河口を同一としていたことになる。とすれば、大藪（荆）莊の新川郡一〇条・一一条は現在の常願寺川の河道の東側付近となる。

郡界について、今一つ傍証をあげておきたい。古代北陸道の駅

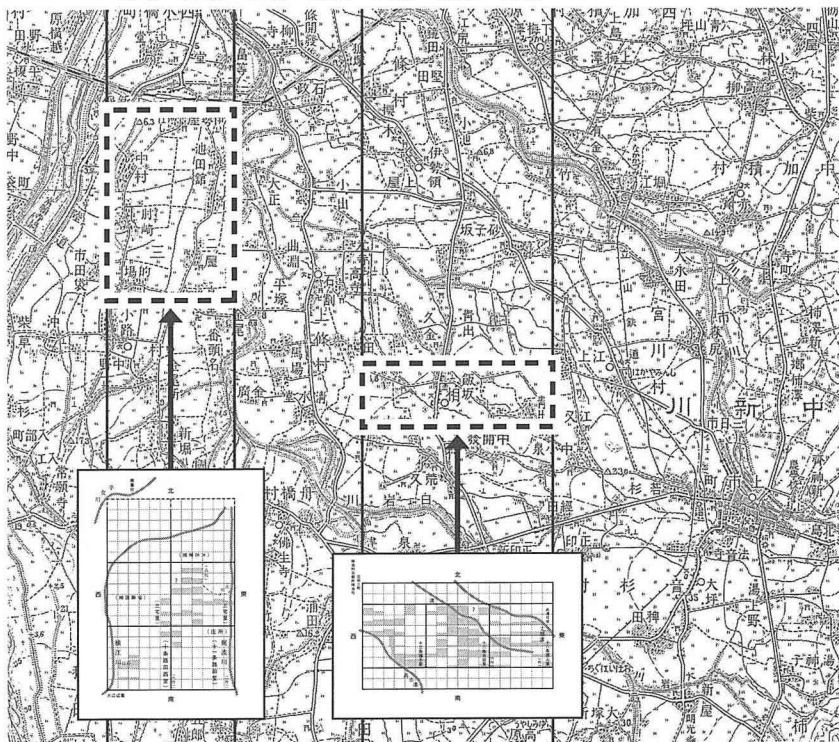


図5 越中国新川郡大藪・丈部開田地図の現地比定案

名は、『倭名類聚抄』に、「磐瀬、水橋」と記されており、神通川河口東岸の東岩瀬と常願寺川河口東岸の東水橋に比定されている。一方、『倭名類聚抄』の郷名には新川郡に「石勢」があつて、磐瀬と石勢（いずれも音はイワセ）が同一地と考えられている。つまり、現在の神通川河口付近東岸は新川郡であつたと考えられることになって、先の上新川郡の西端、ひいては新川郡の西端の推定に等しく、大藪（荊）荘の位置も同様である。

そこで、図3のような三本の川の流路のパターンを地図上で探すと、図5に示したように白岩川西岸付近に類似の水流が見られる。二本の水流がほぼ平行に北流し、かつその北側付近に北東流する河道が推定される場所はほかにない。かりに図5のように一〇条の西と一一条の東のラインを推定するとすれば、新川郡一条の起点はまさしく神通川河口となる。

この推定が成立するとすれば、莊園図の梶波川はまさしく白岩川に相当し、横江川は常願寺

川右岸の多くの水流と同方向であり、あえて言えば常願寺川の旧河道の一つであったことになろう。さらに莊園図北西方に描かれた辛女川は現在の常願寺川のルートの河川であったことになろう。その付近には北東流した旧河道も存在する。常願寺川と同じように、やはり河道が東に移って現河道となった庄川の場合も、現河道の位置に別の川（谷地川）があったと推定された^②。全く同様の変遷をたどった常願寺川の場合も、ここに辛女川があったことにならるので特に矛盾はない。

この推定によって、少なくとも新川郡条里プランの条の位置が判明したとすれば、これによって丈部莊の推定も可能になるはずである。ただし丈部莊の場合、条の記載に問題があることは前述の如くである。

一三条幡手里、一六条大田里、一六条酒无里の三か里が、東西にならんで表現されている点が最大の疑問である。これには何らかの誤記があった結果であることを、どうしても想定せざるを得ない。

すでに紹介した中山案は、里単位で存在した原図を写した際の錯簡を想定するが、里ごとの原図ということ自体がまったくの想定である。一条一卷が現在の一般的理解であるから、天平宝字三年の莊園図にそのような原図の存在を想定するには無理が伴う。

『日本莊園絵図聚影』釈文編が、一三条を一六条の誤記とした^③。解釈も問題をさらに混乱させる。この解釈のように理解したとすれば、一六条の三か里が東西にならんでいたことになるか、東西南北の方位の誤記であることになろう。とすれば、坪並と条の配列がいずれも、同じ越中国の礪波郡や射水郡と異なっていたことになる。越前国をはじめ、条里プランは、条と里の数え進む方向や坪並など郡毎に設定されているが、いずれも国単位での共通方式である。越中国にその例外を想定することは、前述の莊園図の共通性から見ても不可能であろう。

このように考えるとやはり、条の誤記の可能性を再検討する必要がある。一三条が一六条の誤記であった可能性がないとすれば、西から東へ一三条―一五条、ないし一四条―一六条が並んでいたかのいずれかと考えるのが、一つの可能性である。後者の推定の場合、一三条だけを誤記と考える場合に比べ、二か所の誤記を想定するという無理が生じることになる。しかしいずれにしても、大藪（荊）莊の新川郡一〇条・一一條よりは一―二条分（六五四―一三〇八メートル）東である。今のところこれ以上の検討は不可能である。三か所の条数の記載文字は、いずれも原史料に明瞭に見えるので、いずれの可能性が高いともいえない。

しかしこれまで、丈部の莊園図に描かれた三本の溝に注目した

検討はなされてこなかったことに注意したい。すでに検討したように、同じ新川郡内の大藪（大荊村）の場合にも、川の表現が現地との対応関係を考える重要手段となりえたのである。

まず注目されるのは、三本の水流がそれぞれ連続的な表現であることである。天平宝字三年の荘園図がいずれも、地形の印象を良く表現していることは先に述べた。文部開田地図もこれと同じ傾向であることも、すでに確認した。

次に注目したいのは、三本の水流がいずれも「溝」と記され、大藪（大荊村）図のように「川」ではないことである。「溝」の文字は四か所に記載されていて、川の文字はまったく見られない。このことの意味は大きいとみられる。しかも文部荘の荘園図に描かれた三本の溝のうち、中央の溝が里の途中から流れ出ているように見えることにも注目したい。「溝」とは、川と異なって、人工の加えられた用水路であった可能性が高いとみられることになる。後に改めて触れたいが、文部荘には既墾の田地が多いことも対応する。

そこで、先に大藪開田地図（大荊村墾田地図）の位置比定を示した図5に戻り、大藪（大荊村）の東方付近でこの溝の状況が想定される可能性を探りたい。水流が北西―南東方向に存在し、しかも墾田開拓が可能な平地であって、その途中から水流が発生し

ているような場所である。実は、一か所のみであるが、その可能性のある地域がある。それは、図5東端から流れ出る、上市川の扇状地の扇端部付近一帯である。上市川が大きく北へと流れの向きを變える付近に上市町の市街があり、その南付近から北西方へとやや小規模な扇状地が広がり、北西―南東方向の水流がいくつも見られる。さらに、それらの中には扇状地の扇端付近から流れ出る水流も見られるのである。このような先端部付近一帯における荘園であれば、文部開田地図に描かれたような溝も多くの田の存在も理解しやすいことになる。地図上において、溝の表現と水流方向がよく合致し、しかも荘域の途中からの溝の存在も想定しやすい場所を選ぶと、可能性が高いのは図5に示した位置である。この案の場合、一四条―一六条が文部荘であったことになる。ただし、図5の位置だけに特定できるわけではない。この点では大藪（大荊村）図も同様であるが、いずれも蓋然性の高い地点ではある。

① 池辺彌「倭名類聚抄郷里賦名考証」吉川弘文館、一九八一年。

② 金田章裕「散村の展開」、金田「条里と村落の歴史地理学研究」大明堂、一九八五年。

③ 東京大学史料編纂所編「日本荘園絵図聚影 釈文編一古代」東京大学出版会、二〇〇七年。

五 大藪（大荊村）・丈部莊付近の地域構造

大藪（荊）莊は白岩川下流の左岸付近、丈部莊はこれよりやう流側の白岩川右岸に広がる上市川扇状地の扇端付近に所在したと推定した。そのような立地の意義や背景を探るために、この一帯の地域構造の一端にふれたい。ここでいう地域構造とは事象の立地や配置、さらにはそれらの自然・社会環境を意味するものである。それらは、当時の景観に結びつく主要な要素でもある。

まず、これら二莊が立地した白岩川流域は、越中国東部では七世紀ごろの遺跡や遺物の多い地域であるとされ、新川郡の中心的地域であった可能性があることに留意したい。特に丈部開田地図に標記された寺田は図4のように広く分布し、合計三六町四段九十歩に及ぶ。三本の溝が灌漑用水路として機能していたことは間違いないところであろう。一方の大藪開田地図が示す梶波川と横江川の間はすべて未開であり、八年後の大荊墾田地図の段階に至って見開田は一九町一反六〇歩であった。川沿いで水運に恵まれてはいたが、もともと時に洪水などを受けやすい場所であった可能性もある。しかし、例えば安政五年（一八五六）における立山付近の山崩れによる、常願寺川流域の洪水からは免れていた地域であった^①。いずれにしても東大寺領となつてからは、かなり

開発が進んだものとみられる。

一方、丈部開田地図の北西方に記載されている「古郡所」という表現は、郡家の旧所在地であったことを意味する可能性が高い。郡家が近くに所在したとすれば、やはり郡の中心的な地域であったことを意味するとみられる。

先に、『倭名類聚抄』の郷名には新川郡に「石勢」があつて駅名と同じであつたことを述べた。さらに新川郡の郷には、「大荊・丈部」があつて、両者ともに検討してきた東大寺領の莊園名と一致することに注目したい。すでに署名の日付ごとに近江国・越前国・越中国の莊園図を一覧してきたが、大藪（荊）・丈部と同じ越中国の礪波郡四莊および射水郡四莊のいずれにも郷名と同じものはない。同じく越前国の三莊と近江国の二莊についても同様であり、新川郡の二莊のみがむしろ例外である。

近江国の水沼は犬上川西岸の河岸段丘上に位置し、瀬流は愛知川河口付近の荒神山と琵琶湖岸の砂碛に囲まれた内湖とその周辺の低湿地に位置した。郡の中心や広く展開した田地からは、いずれも縁辺における、地形条件から見て開拓し残しの部分であつたところである。越前国の糞置、道守、高串も類似の立地条件であるが、やや状況は異なる。糞置は足羽郡「西南」の山麓部、道守は郡「西北」における、足羽川と日野川合流点と足羽山とに囲ま

れた一帯、高串は三里浜砂丘東辺の、砂丘裾と低湿地であった。これらは郡内では、必ずしも好条件ではないものの、近江国の二例ほど極端ではなかった。

ところが越中国では多くが、郡内の平野部ではむしろ好立地条件であった。射水郡榎田、鳴戸、鹿田は水田開発に適した三角州平野における立地、礪波郡井山、伊加流岐（伊加留伎）、石粟は広大な庄川扇状地の扇側部、礪波郡杵名蛭は同扇状地扇端部とそれぞれ別の郡においては相対的に好条件の土地であった。この中で、射水郡須加のみが小矢部川の北岸における河岸段丘上であるが、北陸道に近い位置であり、おそらく交通上の重要性を伴っていたと思われる。発掘調査においても、この推定と関連する出土品が発見されている。

しかしいずれの荘園名も郷とは別の名称であり、新川郡の大藪（荊）、丈部のみが郷名に等しいことになる。すでに述べたように、両荘が推定される白岩川付近が新川郡では中心的な部分であったことを反映したものであろう。

さらに荘園図が、すでに述べたように丈部開田地図の北西方に「古郡所」があつたことを示し、加えて「庄所三町」の存在をも記していることに注目したい。しかも大藪墾田地図には、一条路田里北西隅に「庄所」と記入し、そのすぐ北と北西の里名をい

ずれも「三宅里」と記入していることも関連する。条が異なっておれば同一の里名が存在した例は他にもあるので異とするに足らないが、この里名と庄所の存在は、相互にかかわっている可能性が高い。大藪開田地図の段階では未開であり、大藪墾田地図の段階でも寺田が一九町余であった大藪荘に荘所が設置されたのは、梶波川の水運がかかわっていた可能性もある。

ところで先の図5のような位置の推定によれば、丈部開田地図北西方の「庄所三町」と大藪墾田地図の「一条路田里北東部の「庄所」とは、描かれた位置のままとしても、二里分（約一・三キロメートル）ないしそれ以下の距離であり、条里プラン外の距離が不明であるからさら両者が同一の場所を指している可能性も否定できない。仮にそうであれば、丈部・大藪（荊）両荘の経営がかなり一体化していたことになり、そうでなければ、この付近一帯に古郡所、二か所の荘所などが集中していたことになろう。いずれにしてもこの付近には、丈部・大藪両郷の人々も生活していたはずである。新川郡の中心的な地域であったことは間違いないであろう。この点は、新川郡に東大寺領荘園が設定された状況は、他郡・他国における場合とは相当に異なっていたとみられる。また、更に強いて憶測を重ねると、丈部開田地図の「古郡所」一帯は不整形な楕円で囲まれている点と、大藪墾田地図の「一条

三宅里に半円状の「古川」が描かれている点に共通性を見出すことができるかもしれない。ただし丈部開田地図に記載された「味当村」については全く不明である。

① 「安政五年 地震ニテ山崩之所等絵図」（京都大学総合博物館蔵）。

六 残された課題

越中国新川郡の大藪開田地図（大荆村墾田地図）と丈部開田地図について、これまでほとんど注意をひかなかった水流を含む地形条件と、土地利用の面から現地比定を行ってきた。その結果、従来の比定案と全く異なった現地比定が可能となった。また、新川郡の条里プランの復原も条については推定可能となった。

特に、丈部開田地図に描かれた水流が「溝」であり、大藪開田地図と大荆墾田地図に表現された「川」とは全く異なる地形条件下にあったことも重要であった。とりわけ、新川郡条里プランの復原が重要な手がかりであったことも、すでに述べた比定の検討過程で判明した。

しかし一方、さらに検討を続けるべき課題も発生した。特に丈部開田地図における条の数値の誤記については、一四条から一六条と推定される可能性が高いものの、問題が解決したわけではない。既往の研究において手掛かりとされた、「大江辺臺」「味当

社」「鹿墓社」などについては、小稿での検討の過程において、検討対象には取り上げなかった。これらの事象については、新たに検討が必要となろう。

このような状況のなかで、郷名を名乗る荘園であることもユニークな点であり、東大寺領北陸荘園群の中では、両荘は例外的存在であった。このことも含め、丈部・大藪（荆）両荘を比定した白岩川流域が、新川郡の中心的な地域であったことも推定されるに至った。しかしそのことが、両荘の荘所をめぐる新たな検討を必要とするに至った。従って今後、両荘の荘所の設置状況の検討も必要になろう。「古郡所」をめぐる郡家の位置についても同様である。

これらの状況が、越中国新川郡の有した当時の地域構造を反映したものであり、郷名を称した東大寺領荘園の存在もまた、越前国や越中国他郡の多くの東大寺領荘園とは異なった特性の一端を示すものであろう。

（京都大学名誉教授・京都府立総合資料館長）

Government, U. S. Congress, and the anticommunist movement in Boston, made the decision to shut the HRRI down, fire its director, Raymond Bowers, and put an end to the RIP.

Thereafter, the HURRC began to prepare a final report for the Air Force (making of the report was required by terms of the contract between the Air Force and the HURRC). Although the final report was completed in 1954 and the book titled *How the Soviet System Works?* was published three years later, intellectual immobility was the result. The main reason for this intellectual "stagnation" was that HURRC researchers could not offer new insights into the Soviet system and its people due to the close relationship that had been built up with the Air Force during the RIP; HURRC researchers were forced to consider the Air Force's rather than researchers' intellectual interests. This "stagnation" of Soviet Studies at Harvard was, however, cancelled out by the diminishing level of the human networks with the Air Force in late 1950s.

On the Locations of Two Estates of Tōdaiji Temple
in Niikawa County of Etchū Province
in the Eighth Century

by

KINDA Akihiro

There were many estates of Tōdaiji temple in Echizen and Etchū provinces of Hokurikudō region in the eighth century. Many of those estates were drawn on large-scale estate maps of the same period. These estate maps had a dual character being pictorial maps depicting both the landscape and plots within a grid pattern for land registration.

Among those extant maps are one of Echizen province and seven of Etchū province, all of which were drawn in the same year--759. The maps of 759 were, generally speaking, relatively accurate compared with other dated examples. Signatures on those maps of temple officials and the central government officers in charge are the same, although the governors of the two provincial governments were, of course, different. Almost all the locations of those estates, including those on maps drawn in other years,

have been confirmed, with the exception of the two in Niikawa county of Etchū province. This paper attempts to clarify the location of these two estates.

The names of two estates were Ōyabu and Hasetsukabe; the location of the former has been presumed to be near what appears to be a tomb mound drawn on the map, and the latter was thought to be associated with the Jōbenoma archeological site. As for the former, speculation on the location of the Ōyabu estate seems to have no factual grounding apart from this single element on the pictorial map. As for the other, the presumed location of Hasetsukabe estate was based on a newly discovered archeological site. But the pictorial elements on the estate maps include various features in addition to the tomb mound for Ōyabu, and the date of the archeological site associated with Hasetsukabe was around one century later than the estate shown on the estate map.

The author previously examined the locations of the estates in other counties in Etchū province, referring to the stream pattern drawn on the maps in the eighth century. Almost all of these patterns were very useful in considering the locations. The author then concluded that the same method might be effective in discovering the locations of the two estates whose locations were undetermined. Fortunately, both pictorial maps have drawings of streams.

The map of Ōyabu shows parallel rivers running from south to north. Another river runs from west to east in the northern part of the map. One of parallel rivers, the one on the western side, also veers to east. The map of Hasetsukabe has three waterways running from southeast to northwest, but these are not rivers but canals or ditches, as are indicated by the names on the map.

The author was able to find those patterns of rivers or of canals on the old topographical maps from the end of the 19th century. It is possible to hypothesize that the location of Ōyabu may have been on the east bank, in the region downstream from both the Jōganji River and the Shiraiwa River, and the location of Hasetsukabe may have been near the mouth of the Kami'ichi River basin. The two areas are not far from one another and were within the core area of Niikawa County in the eighth century.

The *jōri* grid system used for land registration in Niikawa County, which can be restored by the location of those estates seems to be the same pattern used in other counties of the same province as well as those of many other provinces. The starting point of the numbering system of the *jōri* system

was to be at the west boundary of the county, which is 5.9 kilometers west of Ōyabu.

The probability that the locations hypothesized by the new method applied in this paper are correct is high, but there may still need to be more investigation in the field. This is because the *jōri* grid system drawn on the map consists of numbers and proper nouns, the probability that numbering system can be restored is surely high, but the proper nouns probably need more investigation. Beside such general factors, the estate map of Hasetsukabe includes some written errors as pointed out in this paper.